令和８年度地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が予算の範囲内においてその経費の一部を補助するにあたり、公益財団法人仙台観光国際協会補助金交付規程の定めのほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第２条　仙台観光情報サイト「せんだい旅日和」内で体験プログラムを紹介するページ「仙台旅先体験コレクション」において、オンライン予約・決済に対応する体験プログラムの登録増加を図ることを目的に、同ページ内に搭載する地域 OTA「STAYNAVI」（以下、「STAYNAVI」という。）で販売された体験プログラムの体験料金の割引（仙台体験割）相当額を補助し、地元の魅力的な体験コンテンツの認知度向上とその利用促進を図る。

（交付対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　仙台市内に本社、支社、事業所がある法人、団体及び仙台市内に住所がある個人事業者

（２）　仙台旅先体験コレクション登録事業者、STAYNAVI 登録事業者

（３）　申請者が個人の場合にあっては、仙台市税等を滞納していないこと

（４）　申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

（５）　暴力団等と関係を有していない者

（６）　公的機関等から同一の経費区分に関する助成を受けていない者

（補助対象プログラム）

第４条　この要綱において補助金の交付対象となる体験プログラム（以下、「補助対象プログラム」という。）は、次の各号のいずれにも該当する体験プログラムとする。

（１）　仙台・宮城・東北の地域資源を活用した体験プログラムであること

（２）　仙台旅先体験コレクションに掲載し、且つ STAYNAVI で販売される体験プログラムであること

（３）　補助金の交付を受けることのみを目的として実施する一過性の体験プログラムではなく、補助金終了後も継続して STAYNAVI で販売すること

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象プログラムを販売する際に、仙台旅先体験コレクションの商品単価から割り引いた額とする。ただし、１つの体験プログラムの割引率は 30%から 50%の範囲内とする。

　なお、割引対象の体験プログラムであることが消費者へ明確に伝わるよう、補助対象プログラム名の先頭に【仙台体験割〇%引き】と記載すること。

２　補助対象経費は、催行された補助対象プログラムの販売実績に対する割引相当額とし、キャンセル料は補助金の交付対象経費としない。

（補助金額）

第６条　補助金の交付上限額は、１事業者あたり１０万円とする。

２　補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てた金額を交付するものとする。

（交付の申請）

第７条　申請者は、地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、令和８年１１月１６日から令和９年２月１４日までに理事長に提出しなければならない。

（１）　誓約書（様式第２号）

（２）　その他理事長が必要と認める書類

２　交付対象事業者による申請の取下げは、申請した日から７日を経過した日までに地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金交付申請取下書（様式第３号）により行うものとする。

（交付の決定等）

第８条　理事長は、第７条に定める申請書を受理したときは、申請が到達してから 14 日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金交付の可否及び補助金の交付額を、地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金交付決定通知書（様式第４号）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、理事長は必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（事業の遂行）

第９条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければならない。

（事業変更・中止の届出）

第１０条 補助事業者は、第７条に定める申請の内容を変更または中止するときは、地域OTA「STAYNAVI」掲載促進事業交付決定内容変更・中止申請書（様式第５号）により、理事長の承認を受けなければならない。

２ 前項の申請に対する承認は、地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業（変更・中止）承認通知書（様式第６号）により行うものとする。

（交付決定の取り消し等）

第１１条 理事長は、前条第２項の規定による承認をしたとき、又は交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業交付決定取消通知書（様式第７号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

（２） 事業を遂行する見込みがなくなったとき

（３） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づき理事長が行った指示に違反したとき

（実績報告）

第１２条 交付対象事業者は、令和９年３月１４日までに地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業実績報告書（様式第８号）を提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第１３条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、 適正であると認められるときは、補助金の額を確定し、地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金確定通知書（様式第９号）により、交付対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１４条 前条の規定による通知を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して７日を経過した日までに地域 OTA「STAYNAVI」掲載促進事業補助金請求書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

２ 理事長は、前項の請求書を受理した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第１５条 理事長は、第１１条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返

還を指示するものとする。

(帳簿等の整理)

第１６条 補助金の交付を受けた者は、補助対象プログラムに係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から５年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第１７条 理事長は必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付対象事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第１８条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１１月１８日から施行する。